

## 障害者就労施設応援企業PR事業実施要領

### 1 目的

障害者就労施設の工賃向上を推進するため、障害者就労施設からの物品の調達や障害者就労施設への販売機会の提供（以下、「物品の調達等」という。）に積極的に取り組むものを、県が「障害者就労施設応援企業」としてPRし、障害福祉分野における企業等の社会貢献活動を促進する。

### 2 用語の定義

- (1) 障害者就労施設とは、県内で障害者就労継続支援B型事業を行う施設をいう。
- (2) 「物品の調達」とは、以下のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 物品等の購入  
障害者就労施設が販売する物品や提供するサービスを購入すること。
  - イ 業務委託  
障害者就労施設に業務を委託すること。
- (3) 「販売機会の提供」とは、障害者就労施設に対して敷地や施設の一部を無償で使用させ、県民に対して販売する機会を提供することをいう。

### 3 障害者就労施設応援企業の要件

- (1) 県内に事業所を有する法人又は県内に住所を有する個人若しくは団体であること。
- (2) 物品の調達等に積極的に取り組む意欲があること。
- (3) 感謝状贈呈年度の前年度において以下ア～エのいずれかの実績があること。

ア	障害者就労施設からの物品等の購入	総額	50万円以上
イ	障害者就労施設への業務委託	総額	100万円以上
ウ	障害者就労施設への販売機会の提供	年	100回以上
エ	その他知事が認めるもの		

ただし、以下オ～キの調達は、上記の調達実績等を含めない。
  - オ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく調達
  - カ 支配従属関係を有する自法人又は関連会社による調達
  - キ 発注元が障害者就労施設等である場合の調達
- (4) 埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又はそれらが事業活動を支配する法人その他の団体でないこと。
- (5) 前年度に知事感謝状の贈呈を受けていないこと。

#### 4 手続き

- (1) 障害者就労施設応援企業は、次に掲げるものとする。
  - ア 障害者就労施設が推薦するもの
  - イ その他知事が認めるもの
- (2) 障害者就労施設が障害者就労施設応援企業を推薦する場合は、別紙1を5月31日までに障害者支援課長に提出するものとする。
- (3) 障害者支援課長は、障害者就労施設応援企業の要件を満たす場合は別紙2により、障害者就労施設応援企業の要件を満たさない場合は別紙3により通知する。

#### 5 PRする内容及び方法

障害者支援課長は、4(3)で別紙2により通知した企業(以下、「障害者就労施設応援企業」という。)の取組実績を県ホームページに掲載する。

#### 6 感謝状の贈呈

- (1) 感謝状の贈呈は、毎年度1回とする。ただし、特に必要がある場合は、臨時に行うことができる。
- (2) 感謝状の様式は、別紙様式1のとおりとする。

#### 付 則

この要領は、平成27年10月30日から施行する。

この要領は、平成28年11月30日から施行する。

この要領は、平成31年3月22日から施行する。